



2019年度(平成31年度) 三豊市立幼稚園児募集案内



幼稚園や保育施設を利用するためには、まず支給認定を受ける必要があります。幼稚園に入園を希望される方の支給認定区分は1号認定になります(預かり保育を含む)。ご理解の程よろしくお願いたします。

1 入園対象児

三豊市に住所のある(住民基本台帳に登録されている)幼児

※ 保護者の住所も三豊市内にあること

| | |
|-------|------------------------|
| 5 歳 児 | 平成25年4月2日 ~ 平成26年4月1日生 |
| 4 歳 児 | 平成26年4月2日 ~ 平成27年4月1日生 |
| 3 歳 児 | 平成27年4月2日 ~ 平成28年4月1日生 |

2 入園できる幼稚園

お住まいの地区によって入園できる幼稚園が決まっています。入園できるのは、住民票上の住所の地区を通園区域とする幼稚園です(通園区域は別表1参照)。

※ 特別な事由により、別の幼稚園へ入園を希望する場合は、保育幼稚園課へご相談ください。

3 申込手続

各幼稚園へ、別添の「支給認定申請書兼利用申込書」を提出してください。

「支給認定申請書兼利用申込書」により、支給認定の申請と幼稚園の入園申込みが一緒にできます。

※ 入園するお子様について、発育等で気になることがある場合は、事前に入園予定の幼稚園までご相談下さい。

4 提出書類

- ① 支給認定申請書兼利用申込書(様式第1号)
- ② 平成30年1月1日に海外に住所があった保護者の方は「別添①」と平成29年中の所得が分かる書類
- ③ 三豊市内に住所がない保護者の方(転入予定・単身赴任等)は、「別添①」と保護者の個人番号が分かるものの写し
※個人番号が分かるものには、マイナンバーカード、個人番号通知カード、マイナンバー入りの住民票等があります。
- ④ ひとり親家庭の場合はそれを証明するもの(児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療受給資格者証の写し等)
※婚姻歴がない方は寡婦のみなし控除の適用に該当する可能性があります。保育幼稚園課までお問合せください。

5 申込受付場所

入園予定の幼稚園

6 申込受付期間

平成30年10月15日(月) ~ 平成30年11月9日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)

※ 年度途中の入園も随時受け付けますが、幼稚園の受入準備もありますので、入園希望日の2週間前には申込をお願いします。



7 通常保育について

| | | |
|------|------------------------------------|---|
| 保育期間 | 月曜日～金曜日 (夏休み・冬休み等は学校と同じ期間あります。) | 午前8時30分～午後2時(給食あり) ※ 特別な事由により、早朝7時30分から保育を希望する方はあらかじめ幼稚園に申し出てください。 |
| | 保育料 | 無 料 |
| 保育料等 | 給食費 | 月額3,300円 |
| | 雑費等 | 各園によって異なります ※ 遠足等の経費は別途実費を徴収します |



※ ならし保育について

3歳児のお子さんは、環境の変化や集団生活に慣れて幼稚園での生活が楽しく送れるよう、入園後にならし保育(午前保育)を行っています。通常1か月程度です(年度途中での入園の場合は、お子さんの状態を見て対応します)。

8 預かり保育について

① 対象児

幼稚園が実施する通常の保育時間終了後に、就労等で家庭での保育が困難な4歳児・5歳児

※3歳児の預かり保育を実施する園もあります。対象園等詳しくは「【改訂版】2019年度(平成31年度)幼稚園預かり保育の申込みについて」をご覧ください。

② 預かり保育料

| | |
|------------------------|---------------|
| 通常保育時間終了後 | 午後2時～午後6時(最長) |
| | 日額 400円 |
| 振替休業日 | 午前8時～午後6時(最長) |
| | 日額 600円 |
| 長期休業中 (夏休み・冬休み・春休み) | 午前8時～午後6時(最長) |
| | 日額 600円 |

※ 長期休業中は給食がありませんので、お弁当持参でお願いいたします。

③ 手続き方法

預かり保育を希望する場合は、支給認定申請書兼利用申込書と一緒に別添の「預かり保育申込書」(就労証明書等証明書類要添付)を提出してください。

※ 就労もしくは求職活動以外の理由で預かり保育の利用を希望される方は、幼稚園や保育幼稚園課にご連絡ください。必要な書類等をお渡しいたします。

9 その他

- 土曜日、日曜日、祝日、長期休業中は通常保育はお休みです。
(預かり保育は、長期休業中も行いますが、12/29～翌年1/3、3/29～4/1はお休みします。)
- 給食費、預かり保育料は、翌月の25日(金融機関が休業日の時は翌営業日)に口座振替にて納めていただきます。
- 口座振替する金融機関の登録については、幼稚園での入園説明会(2月予定)でお伝えいたします。
- 通園は、保護者の送迎が原則です。
- 園児が少人数の幼稚園では、年齢を超えてクラス編成を行う場合があります。



【三豊市立幼稚園以外の幼稚園の利用を希望される方へ】

三豊市外の私立幼稚園を利用したいなど、三豊市立幼稚園以外の幼稚園の利用を希望される場合は、三豊市で支給認定を受け、以下の表にある保育料が適用されます。

| 階層 | 定 義 | 保育料（月額） | |
|----|-------------------------------|------------|---------|
| | | 公立幼稚園 | 私立幼稚園 |
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯等 | 0円 | 0円 |
| 第2 | 第1階層を除き、市民税非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| 第3 | 市民税課税世帯のうち、均等割りのみの課税世帯 | 3,000円 | 3,000円 |
| 第4 | 市民税の所得割課税額の区分が 次の区分に該当する世帯 | 77,100円以下 | 6,100円 |
| 第5 | | 211,200円以下 | 6,100円 |
| 第6 | | 211,201円以上 | 16,000円 |

- 市民税所得割の計算には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除の適用はありません。
- 保育料は、保護者（両親）の市民税所得割額の合計額で算定します。保護者の収入合計額が103万円に満たない場合は、別途同居親族も保育料の算定対象となります。
- 税が未申告、税関係書類が未提出の場合は、最高階層の保育料で決定する場合があります。
- 平成31年4月分から8月分までの保育料は、平成30年度市民税所得割額で算定し、9月から3月分の保育料は、平成31年度の市民税所得割額で算定します。
- 子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園の保育料については、直接幼稚園へお問い合わせください。

【 三豊市立幼稚園一覧 】



| 園 名 | 電 話 番 号 | 園 名 | 電 話 番 号 |
|-----------|--------------|--------|--------------|
| 上高瀬幼稚園 | 0875-72-4925 | 大見幼稚園 | 0875-72-2508 |
| 勝間幼稚園 | 0875-72-2507 | 下高瀬幼稚園 | 0875-72-2509 |
| 比地二幼稚園 | 0875-72-4926 | 吉津幼稚園 | 0875-72-2506 |
| 二ノ宮幼稚園 | 0875-74-6333 | 豊中幼稚園 | 0875-56-6913 |
| 麻幼稚園 | 0875-74-6016 | 松崎幼稚園 | 0875-83-3205 |
| 辻幼稚園 | 0875-63-3342 | 詫間幼稚園 | 0875-83-2569 |
| 河内幼稚園 | 0875-63-3018 | 平石幼稚園 | 0875-82-2228 |
| 大野幼稚園 | 0875-63-3016 | 曾保幼稚園 | 0875-82-3517 |
| 神田幼稚園（休園） | 0875-63-3017 | 財田幼稚園 | 0875-67-2160 |



お問い合わせ先

三豊市健康福祉部 保育幼稚園課 / TEL: 0875-73-3036 / MAIL: hoiku@city.mitoyo.lg.jp